

## 羽村市国民健康保険運営協議会の会議の傍聴に関する定め

平成19年5月24日  
協議会決定

### (趣旨)

第1条 この定めは、羽村市審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、羽村市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」とする。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は5人以内とし、傍聴希望者が定員を超えるときは先着順により決定する。

2 前項にかかわらず、出席委員の過半数が特に必要と認めた場合においては定員を超えて傍聴することができる。

### (傍聴の事前周知)

第3条 協議会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴者の定員その他必要な事項を広報紙及びホームページ等を利用し、事前に市民に周知するなど市民の傍聴を得るための工夫に努めなければならない。

### (傍聴の手続き)

第4条 傍聴者は、会議の当日、所定の場所において、羽村市国民健康保険運営協議会傍聴者名簿に自己の住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。

### (傍聴者の入場)

第5条 傍聴者は、指定された場所に着席しなければならない。

### (会議場への入場禁止)

第6条 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

### (傍聴者の遵守事項)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 静粛を旨とし、談論、高笑等、会議の進行に影響のある言動をしないこと。
- (3) 会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 傍聴により知り得た情報により、協議会若しくは特定委員を中傷するよう

- な行為又は類する行為を行わないこと。
- (5) 傍聴席において写真、映像等の撮影又は録音をしないこと。
  - (6) 会議中にみだりに席を離れないこと。
  - (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (8) 帽子、腕章、鉢巻き等を着用しないこと。

(傍聴者の退場)

第8条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、傍聴者が前条の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴者は、退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第9条 会長は、協議会に諮り、出席委員の過半数が必要と認めたときは、その日の会議の全部または一部を非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この定めによるもののほか、協議会の傍聴等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この定めは、平成19年5月24日から施行する。